

## 山口地方裁判所委員会議事概要

1 日時 平成21年7月6日(月)午後2時00分から

2 場所 山口地方裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員(敬称略)

山口地方裁判所委員会委員

伊妻 稔(前山口県商工会連合会専務理事)

上野省一(山口市自治振興部長)

金子芳文(山口県消費生活センター所長)

清水茂美(弁護士)

武田康孝(山口地方検察庁次席検事)

堤 雅恵(山口大学大学院医学系研究科教授)

鍋山祥子(山口大学経済学部准教授)

萩原幸弘(テレビ山口株式会社編成業務局編成業務部専任部長)

林 道春(山口地方裁判所長)

向野 剛(山口地方裁判所判事)

森重知之(弁護士)

(2) オブザーバー

民事首席書記官, 刑事首席書記官, 刑事次席書記官

(3) 事務担当者

事務局長, 総務課長, 同課長補佐, 庶務係長

4 議事の概要

(1) あいさつ(山口地方裁判所長)

(2) 自己紹介(武田委員)

(3) 裁判員制度のこれまでの準備状況について

ア 基調説明（刑事首席書記官）

イ 意見交換

意見交換の要旨は別紙 1 のとおり

(4) 裁判員裁判への国民の参加意識を高めるための方策について

ア 基調説明（総務課長）

イ 意見交換

意見交換の要旨は別紙 2 のとおり

(5) 次回の意見交換のテーマについて

「市民に利用しやすい裁判所とするための課題と方策」をテーマに意見交換を行うことになった。

(6) 次回開催日の決定

平成 22 年 1 月 18 日（月）午後 2 時

(別紙 1)

「裁判員裁判のこれまでの準備状況について」意見交換要旨

(発言者： 学識経験者委員， 弁護士委員， 検察官委員， 裁判官委員)

裁判員候補者の中には遠方から来る人も多数いると思われるが，例えば，裁判員等選任手続期日のお知らせを送るときに，裁判所周辺の宿泊先の場所や金額などの情報をリストにして同封してはどうか。

裁判所で宿泊先を案内することにもなるため，宿泊先の情報をリストにしたものは用意していないが，裁判所周辺のマップを準備することを検討しているところである。

裁判員候補者から宿泊についての問い合わせがあれば，職員が個別に対応することを予定している。

裁判所では，裁判員候補者が障害者であるといった情報は事前に把握しているのか。

裁判所としては，質問票に対する回答などによって把握するしかない。

例えば，視覚障害がある方が介護もなく一人暮らしをしているような場合，裁判員等選任手続期日のお知らせが届いたことが分からないまま期日が過ぎてしまう可能性があるのではないか。

障害のある方については，通常介護人がいることを想定しているが，山口地裁では，裁判員等選任手続期日のお知らせを，少なくとも期日の7週間前までに発送する予定であり，時間的に余裕を持たせているので，その間に何らかの対応ができると考えている。お知らせが届いたことも分からないというケースは確かに問題になるが，裁判員候補者に対しては，既に，昨年12月ころに調査票を送付しており，裁判所から書類が届くのは今回が2度目であり，必ずしも突然のことではないので，そのような問題が生じる可能性は低いと考えている。

裁判員等選任手続期日のお知らせには，裁判員等に選ばれなかった人のため，

その後の予定を立てやすいように期日の終了時刻を記載してはどうか。

当日のスケジュールを明記した上で、お知らせに同封する予定である。

裁判所の手続については、一般的にスケジュールどおりには行かないこともあり、一応の予定をお知らせするものであるので、御理解いただきたい。

知的障害者については、何らかの対応を考えているのか。

知的障害の程度は人によって異なるし、年齢によっても違うと思われるので、一概には言えない。著しい知的障害があり、例えば、質問に対する受け答えができないという場合には、質問手続を行う中で対応していくことになるだろう。

裁判員候補者待機室に書籍を準備すること等を検討しているということであったが、具体的にはどのようなものを予定しているのか。例えば、裁判員候補者が基本的知識をスムーズに理解するために、裁判所の基礎的な用語を説明するビデオを流すというのはいかがであろうか。

山口県の場合、遠隔地から来る裁判員候補者が多く、裁判所に到着する時刻もバラバラになることが予想されるので、選任手続を説明するビデオを流すことを考えている。また、裁判員裁判の1号事件では実現できるかどうか分からないが、待ち時間を利用した法廷案内が可能であれば検討したい。

(別紙 2)

「裁判員裁判への国民の参加意識を高めるための方策について」意見交換要旨

(発言者： 学識経験者委員， 弁護士委員， 検察官委員， 裁判官委員)

非常に難しい問題であるが，裁判員裁判に参加して良かったという裁判員経験者からの声は重要だと思う。もちろん，裁判員には守秘義務がある上，何でも話すことは問題となるが，裁判員の抽象的な体験談まで守秘義務で押さえつけるのではなく，例えば，評議内容のうち，一定の範囲については守秘義務を免除してもよいのではないだろうか。

これといった解決策はないと思うが，広報の延長線上として，裁判員経験者の体験談を流すのはどうだろうか。不安をすべて解消することはできないと思うが，かなり有効かと思う。もちろん将来のことを考えると，低年齢層に対するPRも必要ではあるが，当面は目の前の不安を解消することが一番大事ではないだろうか。

国民にとっては，裁判員裁判は余計なタスクであり，参加を拒否する意見があることは仕方がない。その上で，自分の意見を大事に扱ってもらえたといったような裁判員経験者の経験が大事だと思われる。そのような裁判員経験者の経験を広く伝える機会が，匿名でもいいので，何らかの形で整備されるといいのではないだろうか。

裁判員制度についての不安のうち，仕事や生活面など，システム面に関する不安は，裁判員制度が実際に運用されていく中で対応されると思うが，犯罪に巻き込まれるのではないかなど，精神的な不安は簡単に拭えないと思うので，その部分に対してどのように対応していくかということであろう。

国民が，裁判員制度に対する不安や迷いを率直に出す必要があると思う。不安や迷いがあることは当然なので，それを率直に出した上で，裁判員制度についてもっと理解を深めていくべきである。また，誠実な人ほど裁判員制度に消極的な

場合が多いと思われるので、そういった人に対する広報を頑張る必要があると思う。

物理的な負担については、裁判員制度を運用していく中で対応していただきたい。しかし、精神的な負担については、例えば、裁判員としてえん罪事件に関与した場合など、物事を真摯に受け止める人ほど重圧となり、一生背負っていくことになる。そのような裁判員の精神的な負担を軽減する方策を検討していく必要がある。

人を裁くことに抵抗があるのは当然だと思うので、それを封じ込めるのではなく、どのように肯定していくかだと思う。また、身の安全に対する不安など、具体的な不安は取り除いてほしい。そして、裁判員を経験したという誇りが、何らかの形になればいいのではないかと思う。

基本的には、裁判員に対する不安を解消していくことになる。しかし、それには時間がかかるので、若い人に対する教育などを通じて、地道に解消していく必要がある。また、裁判員経験者の体験談も有効だと思う。もちろん、不安に思う事柄や程度は人によって異なるので、逆に不安が増す結果になるかもしれないが、うまく活用していく方向を見つけることが必要ではないだろうか。

検察庁としては、委員の意見を踏まえ、更に広報活動を行っていきたい。

裁判員に対し、判決に向けて全員で一つの意見を出すことに達成感を感じてもらおうような運用を行うこと、それが参加意識を高めるための最大の一步ではないかと思う。もちろん、事件に関わる不安など、難しい面もあると思うが、決してそれらを解消できないとは思っていない。また、複雑な事案については、公判前整理手続を適切に行い、裁判員に負担を与えないように配慮したい。

裁判員経験者からの体験談は説得力があり、重要である。裁判所としては、裁判員裁判を経験して良かった点、悪かった点を率直に語ってもらい、その上で、悪かった点を修正していきたいと考えているので、裁判員裁判の判決が終了した後、裁判員経験者の協力を得て、裁判員裁判の感想を聞く機会を設けることを

検討し、実現する方向で進めたい。

裁判員にはかなりの精神的ストレスが生じると思うが、裁判所でも24時間対応のカウンセリングなど、心のケアについて整備を進めているところである。また、裁判員の身の安全についても、警察と連携を図り、危害が及ばないよう配慮していく。

意識調査によると、20代の若い年齢層には、裁判員裁判への参加に積極的な割合が高い結果となっているが、裁判員制度の意義や仕組みを説明し、更に参加意識を高める努力をしていきたい。

裁判員経験者から直接体験を聞くことは是非とも実現してほしいが、報道機関などから質問されることが裁判員経験者のプレッシャーにならないよう配慮していただきたい。

裁判員経験者には相当のプレッシャーがかかる上、プライバシーの問題もあるので、慎重に行いたい。